るもの及び平成二十四年法律第六十三号附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるもの」を加え、同条第五号中「国家公務員共済組合法（」を「平成二十四年法律第六十三号第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（」に改め、「昭和三十三年法律第百二十八号」の下に「。以下この号において「平成二十四年改正前法律第百二十八号」という。」を、「組合員期間」の下に「（当該退職共済年金の受給権者が、法律第百十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第百十五号第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第二号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」を加え、「並びに同法」を「並びに平成二十四年改正前法律第百二十八号」に、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（」を「平成二十四年法律第六十三号附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（」に改め、「昭和三十三年法律第百二十九号」の下に「。以下この号において「平成二十四年改正前法律第百二十九号」という。」を加え、「同法第二十二条第一項」を「平成二十四年改正前法律第百二十九号第二十二条第一項」に、「同法第四十九条」を「平成二十四年改正前法律第百二十九号第四十九条」に、「同法第二十七条」を「平成二十四年改正前法律第百二十九号第二十七条」に改め、「以下」の下に「この号において」を加え、同条中第十三号を第十五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七号中「私立学校教職員共済法」を「平成二十四年法律第六十三号第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法」に改め、「加入者期間」の下に「（当該退職共済年金の受給権者が、法律第百十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第百十五号第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該加入者期間と当該第四号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」を加え、同号を同条第九号とし、同条第六号中「地方公務員等共済組合法（」を「平成二十四年法律第六十三号第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（」に改め、「昭和三十七年法律第百五十二号」の下に「。以下この号において「平成二十四年改正前法律第百五十二号」という。」を、「組合員期間」の下に「（当該退職共済年金の受給権者が、法律第百十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第百十五号第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第三号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」を加え、「並びに同法」を「並びに平成二十四年改正前法律第百五十二号」に、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（」を「平成二十四年法律第六十三号附則第百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（」に改め、「昭和三十七年法律第百五十三号」の下に「。以下この号において「平成二十四年改正前法律第百五十三号」という。」を加え、「同法第三十六条第一項」を「平成二十四年改正前法律第百五十三号第三十六条第一項」に、「同法第五十二条」を「平成二十四年改正前法律第百五十三号第五十二条」に、「同法第五十九条」を「平成二十四年改正前法律第百五十三号第五十九条」に、「同法第六十六条」を「平成二十四年改正前法律第百五十三号第六十六条」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　平成二十四年法律第六十三号附則第六十五条第一項の規定に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令の一部改正）

第十九条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令等の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「管掌者」を「実施者」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第二十条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項第二号中「第二十四条の三第一項後段」を「第二十四条の四第一項後段」に改める。

（国民年金基金令の一部改正）

第二十一条　国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「すべて」を「全て」に、「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第三条第一項及び第四条第三号中「附則第八条第二項各号に掲げる期間」を「附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に改める。

第六条第二項中「第五条第五項」を「第五条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第八条第一項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第二十三条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第五号から第十号までを削り、同条第二項中第三号を第十一号とし、第二号を第十号とし、第一号の次に次の八号を加える。

二　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び第四十二条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

三　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

四　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（第四十二条において「旧国共済法」という。）及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

五　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

六　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

七　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第四十二条において「旧地共済法」という。）及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

八　平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金